



# 茨城県報

第 9 3 2 号

平成10年 2 月16日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

●茨城県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境衛生課）…………… 1

### 告 示

●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 2

●道路の供用の開始（2件）（ ” ）…………… 3

●電線共同溝を整備すべき道路の指定（2件）（ ” ）…………… 4

●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）…………… 4

●換地処分の届出（3件）（土地改良事務所）…………… 5

●土地改良法に基づく換地処分（ ” ）…………… 5

### （大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示…………… 5

### 公 告

●落札者等の公示（情報政策課）…………… 6

●地籍調査の成果認証（農地計画課）…………… 6

●土地立入測量（用地課）…………… 7

●開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）…………… 7

●道路の位置の指定（ ” ）…………… 8

## 規 則

### 茨城県規則第4号

茨城県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成10年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県動物の保護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年茨城県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(事故届等)」に改め、同条第1項中「届出は」を「届出（次項において単に「届出」という。）は」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による事故届による届出により難い事情がある場合は、同項の規定にかかわらず、電話その他知事が認めた方法により届出をすることができる。この場合において、当該方法により届出をした者は、事故届に記載すべき事項を記載した書面を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(特定動物飼養許可手数料の減額)

第19条 条例第5条第1項の飼養許可(飼養目的が興行又は展示であるものに限る。)を受けた者が当該許可を受けた日から1年以内に同一の許可(飼養する場所に係る事項を除く。)を受けようとする申請である場合の手数料の額は、条例第15条第3項の規定により、同条第1項に規定する額の2分の1に相当する額を減額した額とする。様式第13号中「(第16条第2項)」を「(第16条第3項)」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長沢水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡那珂町下江戸1324番地先から	旧	最大 23.0	187	
		最小 9.0		
那珂郡那珂町下江戸1418番1地先まで	新	最大 25.0 最小 11.0	187	現道拡幅

茨城県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県 道 石 岡 田 伏 土 浦 線	土浦市沖宿町1294番地先から	旧	最大 10.0 最小 8.5	71	
	土浦市沖宿町1291番, 1292番 1 合併地地先まで	新	最大 24.0 最小 9.0	77	切り回し 道路設置
県 道 石 岡 田 伏 土 浦 線	土浦市沖宿町1360番 1 地先から	旧	最大 11.0 最小 7.0	75	
	土浦市沖宿町1358番地先まで	新	最大 25.0 最小 9.0	82	切り回し 道路設置
県 道 石 岡 田 伏 土 浦 線	土浦市沖宿町1455番 1 地先から	旧	最大 8.5 最小 6.5	25	
	土浦市沖宿町1455番 1 地先まで	新	最大 10.5 最小 6.5	25	切り回し 道路設置

茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
新治郡新治村大字藤沢新田 字駒形473番 1 から	旧	最大 31.0 最小 18.0	30	
新治郡新治村大字藤沢新田 字駒形474番 1 まで	新	最大 27.0 最小 21.0	30	現道拡幅及び 一部区域除外

茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 2月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道349号
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字額田北郷1517番 1 地先から  
常陸太田市磯部町831番地先まで

3 供用開始の期日 平成10年 3 月 8 日

茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 2 月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道長沢水戸線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町下江戸1324番地先から  
那珂郡那珂町下江戸1418番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 2 月16日

茨城県告示第153号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成10年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	水戸神栖線	水戸市千波町字海道付1926番 7 地先から 水戸市笠原町1532番11地先まで
県 道	水戸神栖線	水戸市笠原町978番 1 地先から 水戸市笠原町字組下414番 1 地先まで

茨城県告示第154号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成10年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 野木古河線
- 3 区 間 古河市本町一丁目5564番 3 から  
古河市本町三丁目5902番 2 まで

茨城県告示第155号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、総和町久能土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成10年 2 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事を退任した者

氏 名	住 所
小 山 留 吉	総和町大字駒羽根769番地
船 橋 新 作	総和町大字久能1214番地

茨城県告示第156号

平成10年 1月 6日付け太土改指令第 2号をもって認可した本米崎地区の換地計画については、有ヶ池江下土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成10年 2月16日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 木 沢 英 雄

茨城県告示第157号

平成 9年 9月 2日付け土土改指令第10号で認可した小野川地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成10年 2月16日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

茨城県告示第158号

平成10年 1月23日付け江土改指令第 1号で認可した沼里地区の更正換地計画については、江戸崎町から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

平成10年 2月16日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業北条地区（第 3 換地区）に係る換地処分をした。

平成10年 2月16日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第11号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流

通課内) に到着するように提供して下さい。

平成10年 2月16日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 出 牛 弘
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ウェルマート大宮店  
茨城県那珂郡大宮町寺町380
- 3 現在の閉店時刻 午後9時
- 4 繰下げ後の閉店時刻 午後10時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日 平成10年 4月 1日

---

## 公 告

---

### ◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成10年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
③落札者又は随意契約の相手方を決定した日④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所⑤落札金額又は随意契約  
に係る契約金額⑥契約の相手方を決定した手続⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県  
物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日⑧随意契  
約による場合には、その理由⑨その他必要な事項

①全庁共通システムプログラム作成業務委託②企画部情報政策課 水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号③平成 9 年12月15日  
④エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 東京都江東区 3 - 3 - 3 ⑤54,285,000円⑥随意契約⑧地方公共団体の物  
品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

### ◎地籍調査の成果認証

ひたちなか市、つくば市、結城郡石下町、日立市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法  
律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成10年 2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	ひたちなか市, つくば市, 結城郡石下町, 日立市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	ひたちなか市大字足崎の一部 平成8年7月1日から 平成9年2月21日まで つくば市大字手子生の一部 平成8年9月30日から 平成8年10月20日まで 結城郡石下町大字本豊田, 曲田, 新石下の各一部 平成8年7月26日から 平成8年9月10日まで 日立市中深荻町の一部 平成8年7月19日から 平成9年2月24日まで 日立市弁天町3丁目の一部 平成8年7月19日から 平成9年2月24日まで
認 証 年 月 日	平成10年2月10日

◎土地立入測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書きの規定により通知があったので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 都市計画道路 3・4・22中内大塚線 街路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北相馬郡藤代町大字藤代字蔵前, 大字片町字用水堰梓, 大字片町字南裏
- 4 立ち入ろうとする期間 平成10年2月20日から平成10年3月10日まで

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市中根台5丁目13番1の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
積水ハウス株式会社

代表取締役 奥 井 功

東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号

株式会社 細田工務店

代表取締役 諸 橋 良 吉

大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番1号

エス・バイ・エル株式会社

代表取締役 中 島 昭 午

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字健田12741番, 12742番, 12743番, 12744番

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城633番地の1

医療法人社団同樹会

理事長 大 木 勲

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字高野字雷電西941番1, 942番, 943番, 944番1, 945番, 946番, 947番, 948番1, 同番2, 949番1, 950番1, 936番1, 937番1, 951番, 952番1, 953番, 954番1の一部, 957番の一部, 937番2の一部, 同番3の一部, 948番3の一部, 949番2, 950番2, 954番3の一部

2 事業主の住所及び氏名

大阪市北区芝田二丁目7番18号

センコー株式会社

代表取締役 小 池 洋

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市大字半谷字大口山550番2の一部, 同番9の一部, 同番10の一部, 同番11の一部

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字堀籠283番地

株式会社 小澤運送

代表取締役 小 澤 忠 男

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定にする道路の位置を次のとおり指定した。

平成10年2月16日

茨城県知事 橋 本 昌



指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第95号	平成10年 2月 5日	浅野 茂男	結城郡千代川村 大字原923番地 4	結城郡千代川村 大字羽子字羽子東 303番 4	メートル 4.00	メートル 34.98

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)